

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に○を、誤っていれば、右欄に○を記入しなさい。

問題 1 経済産業大臣は、外為法第 48 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、3 年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

問題 2 キャッチオール規制は、国際原子力機関（IAEA）によるリビアに対する核査察において、国際的な輸出規制の枠組みで合意された規制レベル以下の貨物・技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられていた事実の判明を契機として全世界で導入され、日本は 1996 年 10 月に批准した。

問題 3 役務通達で規定する外為法及び外為令に規定する役務取引の時点では、技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術が非居住者に提供されたときをいう。

問題 4 外為令別表及び貨物等省令でいう「必要な技術」とは、「関係するすべての技術」という意味である。

問題 5 ワッセナーアレンジメント（WA）や原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）はそれぞれのレジーム（枠組み）に加盟していない国に対する輸出規制である。

問題 6 企業の輸出管理体制の確立には、その企業の実態に応じた輸出管理社内規程を導入し、定期的に監査を実施し、規程に定められた事項が適切に実行されていることを確認することが求められる。

問題 7 宅配便や郵便小包で海外に送る場合は輸出にあたらなことから、輸出管理を行う必要はない。

問題 8 個別の輸出許可には有効期限があり、有効期限の延長は認められていない。

問題 9 現在の輸出管理は「不拡散型輸出管理」と呼ばれ、通常兵器の拡散防止と大量破壊兵器の過度な蓄積を防止することを目的としている。

問題 10 大韓民国は、リスト規制の規制対象地域に含まれるが、輸出令別表第3の地域であるので、キャッチオール規制の規制対象地域には含まれない。

問題 11 コンピュータソフト A（ソースコードは非公開）は、リスト規制に該当するプログラムであるが、梅田や名古屋等の量販店で販売されており、不特定多数の者が購入できるので、公知の技術である。

問題 12 輸出許可又は役務取引許可の申請者は、輸出又は役務提供を行う本人以外はどのような場合でも認められていない。

問題 13 輸出令別表第4の地域とは、イラン、イラク、北朝鮮である。

問題 14 輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、「役務通達」で規定されている。

問題 15 少額特例とは、輸出令別表第1の1から16までの項の中欄に掲げるすべての貨物が適用対象となる特例である。

問題 16 生物兵器・化学兵器の開発、製造、保有等に用いられる専用品についてのみ、オーストラリア・グループ（AG）では、輸出を禁止している。

問題 17 安全保障貿易管理における該非判定とは、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が法令で規制されているか否かを判定することである。

問題 18 子会社や関係会社は、親会社から独立した法人であり、その企業の安全保障貿易管理の責任は当該企業にある。大臣通達でも、親会社による子会社及び関連会社などへの適切な指導の実施まで求めている。

問題 19 一度輸出許可を取得したことがある貨物を同じイラクの相手先に輸出する場合は、二度目からは一般包括輸出許可を利用して輸出できる。

問題 2 0 「輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の 8 の項に該当する貨物という意味である。

問題 2 1 リスト規制に該当する新素材技術 α を開発したので、非居住者であるアメリカの大手航空機メーカーに急いで一部を提供する場合、技術提供後に役務取引許可を取得すればよい。

問題 2 2 経済産業省の外国ユーザーリストに掲載されている企業や団体への輸出や技術提供は、無条件で禁止されている。

問題 2 3 どの包括許可の有効期限も、すべて 5 年である。

問題 2 4 大阪の中堅電機メーカー甲に勤務するアメリカ人 A は、来日してまだ 1 ヶ月であるが、「外国為替法令の解釈及び運用について」という通達により、居住者として取り扱われる。

問題 2 5 仲介貿易取引に係る規制においては、船積地域と仕向地のいずれか一方が輸出令別表第 3 の地域であれば、どのような貨物でも規制の対象にはならない。

平成19年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第9回)

(STC Associate)試験問題